

静岡県福祉サービス第三者評価の結果

◎ 評価機関

名 称	(福)静岡県社会福祉協議会
所 在 地	静岡市葵区駿府町1-70
評価実施期間	17年7月28日~17年10月11日
評価調査者番号	① H17-a005
	② H16-b005
	③

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称：きぶね保育園 (施設名)	種別：保育所
代表者氏名：田中 正美 (管理者)	開設年月日 昭和45年 4月 1日
設置主体：社会福祉法人 天竜厚生会 経営主体：	定員 150名 (利用人数)(150名)
所在地：〒434-0038 浜松市貴布祢2668	
連絡先電話番号： 053-584-0172	FAX番号 053-584-0173
ホームページアドレス	http://www.tenryu-kohseikai.or.jp/children/kibune/index.html

(2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事		
延長保育 一時保育 乳児保育 休日保育 障害児保育	入園、進級式 卒園児交流会 お月見会、お芋パーティー 餅つき会、クリスマス会 お別れ会		
居 室 概 要	居室以外の施設設備の概要		
建物面積 632.6㎡ 園庭面積 1,475.7㎡	老人デイサービスセンター併設		
職員の配置			
職 種	人 数	職 種	人 数
園長	1名	パート保育士	15名
主任保育士	1名	調理員	4名
保育士	9名	事務員	1名
看護師	1名		

2 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

◆ 特に評価の高い点

- ・ 同年齢保育、異年齢保育の良い点を積極的に取り入れ、子どもの成長発達、人間関係の形成に配慮したきめ細かい保育サービスが提供されています。
- ・ 誕生会でのメニュー選択、子どもによる配膳をはじめ、併設の老人デイサービスセンター利用者との交流や野菜の栽培、収穫など一つ一つの行事にも工夫が見られます。
- ・ また、地域活動の推進を品質目標に掲げ、地域に向けた広報紙の配布や子育て支援講座が開催されています。
- ・ 保育の質の向上に向けた評価、分析、改善課題への取り組み等組織的に行われており次年度の目標に反映されています。

◆ 特に改善を求められる点

- ・ 園独自の中・長期計画とそれに基づく事業計画の策定が望まれます。
- ・ 各種マニュアルについては、法人全体で作成されたものの運用に加え、保育園独自の点検、改善を加えたものの作成が求められます。
- ・ 保護者には、様々な機会を利用して説明・理解を求める努力をしていますが、同意を得る体制の確立が求められます。
- ・ 実習生の受け入れマニュアル、プログラムの検討が求められます。
- ・ ボランティアの受け入れについて記録はされていますが、園としての受け入れに関する基本的な考え方やマニュアルの整備が求められます。
- ・ また、保護者の意見として、外部からの侵入への安全対策や子どもの様子を知らせて欲しい、紫外線対策や行事の日程についての要望がありましたので検討が期待されます。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回第三者評価を受審し、その結果を見ると今まで ISO を取得して帳票は完璧だと思っていたが特にマニュアル類に不備な点を指摘され確かに法人で作成されたマニュアルはあっても現実に保育園で用をなすかと言えば使えない部分があることに気が付きました。

そして、一番大切なことだと改めて感じたことは保護者からのアンケート結果による要望であった。保育園としても保護者に対してアンケート調査を実施しているがこれだけの生の声が聞けなかった。今後職員一同この声を大切に受け止め今後の保育運営に生かしていきたいと思いました。

4 評価分類別評価内容

<p>評価対象Ⅰ</p> <p>1 理念・基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 「理念」に基づく基本方針が確立されている。 * 具体的な品質目標にも園の保育に対する考え方が明示されている。 * 全職員、保護者に対する周知が徹底されている。
<p>2 計画の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 半期に一度実施する、計画に対する評価、見直しの仕組みが整備されている。 * 中・長期計画については、法人全体における修繕計画のみではなく、経営把握のために実施している各種アンケート等の結果をもとにした保育所独自のものが必要である。
<p>3 管理者の責任とリーダーシップ</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 職員への理念、基本方針の理解が浸透している。 * 品質目標に掲げられている「地域に向かってのPR」についても実施されている。 * 職員の意見を取り入れ、事業の検討を行うなど、リーダーシップを発揮している。
<p>評価対象Ⅱ</p> <p>1 経営状況の把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 利用者状況を、地域のニーズをはじめとする様々な調査、懇談会を通して経営状況の把握に努めている。 * 子育て支援講座の開催など、地域のニーズに基づく事業を実施している。
<p>2 人材の確保・養成</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 職種ごとの職制、職務分掌が明確にされている。 * 今後の見通しに対する人員体制、職員の質の向上に向けた具体的な計画が明確になっていない。 * 資格取得状況、研修計画整備されている。 * 一人一人の具体的な研修目標が明示されていない。 * 実習生の受け入れは積極的に行なわれているが、マニュアル、プログラムの整備が十分でない。
<p>3 安全管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 各種マニュアルの整備、運用、見直しについて確実に行われている。 * 法人全体で作成されたマニュアルの運用であり、保育所の実勢にあったマニュアル整備は十分でない。
<p>4 地域との交流と連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 様々な活動(併設されたデイサービスとの交流)、子育て支援講座を通して地域との交流が行われている。 * ボランティアの受け入れについて、基本的な考え方、マニュアルが整備されていない。

<p>評価対象Ⅲ</p> <p>1 利用者本位の福祉サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> * ニーズ把握のための手段、検討、改善を行う取り組みが整備されている。 * 苦情の申立、解決の仕組みが整備され、円滑に実施されている。 * 相談援助について整備しているが、対応困難なケースへの対処方法はルール化がされていない。
<p>2 サービスの質の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 保育マニュアルが整備され、指導計画の策定過程、定期的な見直しの実施が行われている。 * 一人一人の個別の指導計画が作成されていない。 * 誕生会におけるメニューの選択や子どもたちによる配膳、野菜の栽培、収穫等、様々な活動を通して子どもの成長発達、人間関係の形成に配慮したサービスが提供されている。
<p>3 サービスの開始、継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 入園時の説明は十分に行われ、同意書もとっている。 * 子どもや保護者の情報は、職員間で共有している。 * 保育所の変更、退所する子どもへの対応（手順や引継ぎ文書）が定められていない。
<p>4 サービス実施計画の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 利用者のアセスメントは実施されている。 * サービス実施計画の評価、見直しが適切に行われている。

5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（a、b、c）で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

5 評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
①	理念が明文化されている。	A
②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
①	理念や基本方針が職員に周知されている。	A
②	理念や基本方針が子どもや保護者等に周知している。	A

I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
①	中・長期計画が策定されている。	C
②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	C
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
①	計画の策定が組織的に行われている。	A
②	計画が職員や子どもや保護者等に周知されている。	A

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A
②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	A
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。A		
①	質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	A
②	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	A

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	A
②	保育所の経営状況に関する経営分析を行っている。	B
③	外部監査が実施されている。	A

II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
	① 保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
	② 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	C
	③ 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	C
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	A
	② 職員に対する福利厚生事業が積極的に行われている。	A
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	B
	② 研修を推進していくための担当者を設置している。	A
	③ 職員の研修ニーズに基づく研修計画を策定している。	A
	④ 研修計画に基づく研修機会を確保している。	A
	⑤ 相談援助に関わる必要な技術や知識が整理され、その技量向上が組織的に図られている。	A
	⑥ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	A
II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
	① 実習生の受け入れに関する基本的な考え方を明示している。	C
	② 実習生を受け入れるための体制を整備している。	B
	③ 実習生の受け入れにあたり、子どもや保護者等の意向を尊重している。	A
	④ 実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	B

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 子どもの安全を確保するための取り組みが行われている。		
	① 緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など子どもの安全確保のための体制が整備されている。	A
	② 防災に関するマニュアルを整備している。	A
	③ 衛生管理に関するマニュアルを整備している。	B
	④ 感染症防止に関するマニュアルを整備している。	B
	⑤ 発生した事故を把握している。	A
	⑥ 事故防止のための具体的な取り組みを行っている。	A
	⑦ 安全を確保するための施設・設備上の工夫がされている。	A

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
	① 小学校との間で、小学生と園児が交流機会を設け、職員間の話し合いや研修等の連携の機会をもっている。	A
	② 地域に開かれた施設である。	A
	③ 地域の子育て家庭を対象とする、育児相談等の子育て支援に取り組んでいる。	A

	④ ボランティアの受け入れに関する基本的な考え方を明示している。	C
	⑤ ボランティアを受け入れるための体制を整備している。	B
	⑥ ボランティアの受け入れに関する記録等を整備している。	A
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	① 民生・児童委員や自治会等の地域団体との連携、近隣住民の理解や協力依頼などの配慮をしている。	A
	② 医療機関、児童相談所などの地域の関係諸機関と連携や相談ができる体制になっている。	A
	③ 虐待をうけていると思われる子どもの早期発見に努め、その情報をもとに速やかに対処するとともに、児童相談所などの機関に照会、通告の体制が整っている。	A
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		
	① 地域の保育ニーズを把握している。	A
	② 地域の保育ニーズに基づく事業・活動が行われている。	A

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	① 身体拘束廃止や体罰等の防止に向けた取り組みが行われている。	B
	② 子どもの尊厳が守られている。	A
	③ 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	B
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
	① 子どもや保護者等の満足の向上を意図した仕組みを整備している。	A
	② 子どもや保護者等の満足の向上に向けた取り組みを行っている。	A
	③ 子どもの嗜好の把握に努め、家庭への食事に対する支援や情報提供など、食育に配慮している。	A
	④ 子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
	⑤ 沐浴・清拭時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
	⑥ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取り組みを行っている。	A
	② 保護者等からの多様な相談に積極的に対応している。	A
	③ 子どものアドボカシー(利用者の権利擁護や代弁機能)に心掛けている。	A
	④ 苦情申立、解決の仕組みが整備されている。	A
	⑤ 保護者等の意見を取り入れるための検討を行っている。	A

	⑥ 相談援助の困難な場合について対処方法がルール化されている。	B
--	---------------------------------	---

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		
	① 保育内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	A
	② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	A
	③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	A
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	① 園児一人ひとりの保育について配慮された指導計画が作られている。組織における個々の保育についての標準的な実施方法が定められている。	B
	② 登降園時や保育中の子どもへの対応の標準的なマニュアル等が整備され、定期的な見直しが行われている。	A
Ⅲ-2-(3) 生活環境が適切に整備されている		
	① 保育室の採光、換気、温湿度、清潔な子どもの生活空間への配慮がなされている。	A
	② 園庭に草木や植物、菜園などの四季を楽しめるような工夫がなされている。	A
	③ 子どもが落ち着けたりくつろげたりするための工夫がなされている。	A
Ⅲ-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特徴を考慮して展開されている。		
	① 健康や安全など生活に必要な基本的な生活習慣への配慮が、一人ひとりの子どもの状況に応じて行われている。	A
	② 身近な生活や自然、社会と関われるような取り組みがされている。	A
	③ 様々な表現活動が体験できるように配慮されている。	A
	④ 絵本、物語などに親しみをもち、文字、言葉、会話などに興味や関心がもてるような配慮がされている。	A
	⑤ 遊びや生活を通して、人間関係が育つように配慮している。	A
Ⅲ-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。		
	① 発達段階に即した遊具や玩具が用意され、自由に遊べる時間と空間が確保されている。	A
Ⅲ-2-(6) 子どもへの人権、文化の相違、性差等の配慮がされている。		
	① 子どもの人権に十分配慮し、文化の違いを認め尊重する心を育てたり、性別による固定的な観念や役割分担意識を植え付けないような配慮をしている。	A
Ⅲ-2-(7) 特別な保育への対応や配慮が行われている。		
	① 乳児保育のための環境が整備され、保育内容に配慮がみられる。	A
	② 長時間保育のための環境が整備され、保育内容に配慮がみられる。	A
	③ 障害児保育のための環境が整備され、保育内容に配慮がみられる。	A

Ⅲ-2-(8) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	① 保育計画や指導計画の実施に関わる記録が整備されている。	B
	② 子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。	A
	③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有化している。	A

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	① 保育内容や保育サービスに関する情報の提供を行っている。	A
	② 保育サービスの実施にあたり、保護者等に説明し、同意や理解を得ている。	A
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	① 保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	B

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	① 子ども一人ひとり及びその家族の情報を把握している。	A
	② 課題解決の目標を明らかにし、その目標に対する指導計画が関係職員の連携のもとに作成されている。	A
	③ 食事（栄養管理を含む）について、アレルギー疾患など支援が必要な子どもに対して個別・具体的な支援方法が整っている。	A
	④ 沐浴・清拭について、支援が必要な子どもの指導計画に基づき個別・具体的な支援方法が明示されている。	B
	⑤ 身だしなみや清潔保持について、具体的な支援方法が明示されている。	B
	⑥ 子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	A
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	① 保育計画や指導計画の作成、実施において責任者が定められている。	A
	② 保育計画や指導計画の作成において、子どもの発達状況や保護者等の意向に配慮している。	A
	③ 必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	B
	④ 子どもや保護者等の情報が保育計画、指導計画の責任者に確実に伝わる仕組みがある。	A
	⑤ 保育計画、指導計画に基づく実施状況に関する評価（振り返り）がなされている。	A
	⑥ 保育計画、指導計画の見直しが行われている。	A
	⑦ 保育計画、指導計画の見直しにあたり、子どもの発達状況や保護者等の意向に配慮している。	A